

第3回 品川区地域福祉計画策定委員会
議事概要

日 時 : 平成30年10月4日(水) 午後3時～5時
場 所 : 品川区役所 第二庁舎 災害対策本部室
出席者 : 別紙「第3回品川区地域福祉計画策定委員会出席者名簿」のとおり

<第1部>

1. 菱沼委員長あいさつ

2. 議題

(1) 第3期品川区地域福祉計画 骨子(案)について

・事務局より資料1-1について説明

(骨子案作成にあたっての根拠として、資料1-2、1-3、参考資料を使用し、適宜補足説明)

(質疑応答)

菱沼委員長:

地域福祉計画は、抽象的なものになりがちだが、この計画を推進することによって、皆さんが日々の生活や活動で接する方々に対して、少しでもいい方向性に持っていくことができるか、そんなふうにも考えてもいい。

今回は国のガイドラインも示しているが、横断的な連携を見たときに、多問題を抱える家族を支えていくしくみとしてどんなことが考えられるか。資料に掲げているもので十分か。また、制度の狭間の問題に対応するのは誰なのか。今、社会福祉協議会で行っている部分も多々あるが、不足はないかなど、いろいろな観点が考えられる。皆さんの普段の生活や活動の中から、何か気になるところがあれば、そこと照らし合わせながら、ぜひご意見をいただきたい。

[質疑①]

委員:

一つは、3ページの計画の概念図について、地域福祉計画は他の計画の上位計画となるという以前の説明と比べると、個別計画を下から支えるような図になっているように見えるが、どういった意図になるか。

次に、体系図の中で、共同募金について触れているが、民間募金のため、行政計画の中で記載するのは注意や工夫が必要と考える。共同募金のあり方

を検討することは必要だと思うが、行政計画の中に掲げるのは、その性格から言うと不自然に感じる。

最後に、施策の柱の1番に「気づき」ということを挙げるというのは、なかなかおもしろいと思うが、2番と3番の切り分けが、とてもわかりにくい。2番が従前の地域福祉計画で記載されてきたこと、3番は行政サービスと捉えられる。一方で、基本目標では多様性、地域社会の創造、誰もが役割を持って社会参加という分け方も、施策の柱に関連するのか、意図を聞きたい。

事務局：

計画の位置づけのイメージ図における地域福祉計画の置き場所について、国は福祉分野の各個別計画の上位計画として示している。ただ、地域福祉計画は横断的な分野を担うものとして、各個別計画を下支えしていくというようなイメージを持っていただくため、こういった概念図にした。

共同募金については、参考資料 国の計画策定のガイドラインの7ページ⑭の「地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起を視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進」で示されている。この計画では、いわゆる行政計画ということだけでなく、区民の方の行動の一つの指針にしていただけという考えもあり、こうした募金といった形でも地域の支え合いに参加いただけるということを具体の事業例として記載したいと考えている。

施策の柱については、1番では気づく心、2番では地域における区民の皆様方と一緒にすることが大きなポイントになる。3番の適切な支援につながるしくみをつくるという部分で、行政側の役割や、行政が中心となって行っていくことが大きくなる。上の1、2が大きく言えば区民の方々との支え合い、3番はどちらかというと行政が中心の話という切り分け方をしているところである。

なお、基本目標も3つ掲げているが、施策の柱3つに一つひとつ対応しているわけではなく、施策の3つが混ざり合いながら基本目標に近づけるようにという思いを込めている構成、構図にしている。

菱沼委員長：

共同募金について、補足させていただく。住民の方々にご協力をいただきたいということはあるが、行政としても、共同募金の周知を支援するなど、いろいろな場面での取り組みを検討していく必要があると感じている。

また、全国的には社会福祉法人や企業が行う社会貢献活動や、その活動と地域活動を結びつけている事例もある。ここは共同募金だけに特化することなく、多様な観点で施策を取り上げていけるといい。

〔質疑②〕

委員：

施策の柱の 2 番と 3 番の切り分けを今の説明の形で分けると、3 番の最後に社会福祉協議会のサービスが掲載されている。これは住民主体のサービス提供のしくみであるため、2 番に入るのかどうか検討いただきたい。

また、共同募金は、全体の額が減ってきている中で、配分のしくみ等もできている。そうしたしくみもふまえた上で、国のガイドラインに載っていたとしても、掲載については再考したほうがいいのではないかと考える。

菱沼委員長：

それぞれ大事なご指摘であり、ご意見として受け止めさせていただく。

〔質疑③〕

委員：

障害者、高齢、子育て支援という異なる分野で縦割りになっているところをどういうふうに横断的に対応していくのかということが、国のガイドラインからも出ている。狭間の問題も同様だが、改定のポイントでありながら、具体的には見えてこない。17 ページの計画期間中の目標で、相談の部分で狭間だとかそういうところが見えているが、次の 18 ページでは、やはり相談対応は分野別になっている。子育て、高齢者、障害者それぞれの専門性が必要なので、相談機関を持っていて、子育て支援の分野でもワンストップ窓口が必要だと言われているが、どこかに包括的な区民の困りごとのワンストップの窓口をつくって、それぞれの専門のところにきちんと責任を持って繋いでいくという形がもう少し具体的に見えるといいと思った。

また、見守りの部分では、子どもや高齢者の内容が別々に示されているが、自分がまちを歩く際には、高齢者の気になる方も、生活困窮者の方も、しつけの問題でこの家族大丈夫かなと同時に見ている。気づいたことをどこかに知らせたほうがいいのかというときに、高齢者は高齢者のところ、子どものことは子どものこと、というよりも、まとめてどこかに、相談できる場所があってほしい。児童相談所に虐待のことで通報するというのは、非常にハードルが高いが、どんな世代のどんな問題でもふと気になったことをちょっとお知らせできる窓口があれば、見守りということも、もっと多くの人が普段の生活の中で動きやすくなると思う。

また、居場所の問題では、今、どこの世代でも居場所が非常に求められている。子ども食堂も、子ども・子育て世代を中心とした居場所として、全国的に大きな流れになっているが、対象を限定せず、地域に開かれた食堂として取

り組みを広げていこうとしている人たちもいる。そうした幅広い取り組みをしている団体に対する支援が手厚くなれば、分野を区切らない包括的な問題を解決する、課題解決できることをしよう、というふうな意識になっていくと思う。そういうことを具体的に盛り込んでもらえたらいいと思う。

ほかには、「支え愛・ほっとステーション」が全地域センターに設置され、高齢者支援が中心に出ている。運営者の社会福祉協議会より、まずは高齢者の対応でスタートしたが、追々は子育ても障害者もすべての分野に広がっていくという話も聞いている。施策の体系図で「支え愛・ほっとステーション」は柱3(1)の高齢者の生活支援体制の整備の推進というところにしか記載されていない。今は高齢者分野が中心だとしても、将来的にすべての分野に広がる可能性があるのだということを、もっと明確に記載できれば、広がりを持てるし各分野専門の担当者も意識が変わってくるのではないかと思った。

最後に、高齢者の問題でいうと、要介護などの高齢者支援の以前に、子育て支援、学習支援、障害者のサポートなどで、元気なシニアの活躍の場があれば、介護予防という意味では、包括的・横断的なしくみの一つの可能性があるということも、どこかにはっきり書いたほうがいいのではないかと思った。

事務局：

本日示した資料は骨子案のため、今後、いただいたご意見等を踏まえて、最終的な冊子にまとめていきたいと思っている。ご指摘いただいたワンストップ窓口相談、居場所、「支え愛・ほっとステーション」については、もう少し整理しながら、記載していければと思っている。

また、元気なシニアの活動の場や取り組みについても、様々な施策展開を実際行っている。最終的には計画の中にどのように落とし込んでいくか、計画本編を書き上げていながら、次回お示しさせていただきたい。

菱沼委員長：

包括的な相談支援体制と横断的な連携については、いくつかやり方があり、一つは連携強化型というもので、コーディネーターを配置して、その人が横断的な連携のコーディネートをしていくというやり方がある。もう一つは、ワンストップ型といって、一つの窓口で高齢・障害・児童などいろいろな相談、手続きが完結していくやり方がある。これは行政の再編といったことも伴うものなので、なかなか計画書に記載したからできるということではないところもある。

最終的には、分野を超えた人たちが顔と名前と業務の分かる関係性があれば繋がっていける。相談を受けた人がそこで留まらずにしっかりと必要な方々に繋がっていくしくみがあるかどうかである。この計画上でも、その辺りが

見えるようにするべきだというご指摘だったと思うので、書き方を工夫できないか検討していく。

[質疑④]

委員：

基本的な質問だが、具体策は本編で記載するというので、今回は方向性を示していると理解していいか。

事務局：

本日は、施策の理念や目標、施策の体系をまず骨子案で示している。これまでの議論や、区民アンケート、地区懇談会でいただいたご意見を踏まえて、この計画の方向性を審議いただき、次回本編を示す予定である。

菱沼委員長：

大きな方向性としてどうか、もう少しこういった視点を含めたほうがいいのではないかというものがあれば、ぜひ出していただきたい。

(2) 地域福祉計画関連事業の紹介

- ・関連事業のパンフレット等を配布（配布内容は別紙のとおり）

[質疑⑤]

委員：

外国人の来訪者が増えているが、伝染病などの防疫対策については、地域福祉に関係があるか。

事務局：

外国人の来訪者、居住者の方々に関しては、この計画では理解促進という点で触れることは考えられる。例えば、オリンピック、パラリンピックの開催に際して来訪者が増えることが予想されるが、防疫疾病関係の予防といった観点ではなく、外国に対する理解を進めるところで記述する可能性はある。

菱沼委員長：

他文化の理解のような部分がこの計画の範囲になり、公衆衛生は、また別の計画の範疇になってくるところと思われる。

〔質疑⑥〕

委員：

「おたがいさま運動」で点字ブロックについて記載がある。最近、区でもいろいろなところを直しているが、点字ブロックの打ち過ぎがある。交差点など、点字ブロックがあり過ぎて、車椅子や杖を使う方にとっては引っかかってしまう。電動や手押しの車椅子でもたった 2 センチまでいかない点字ブロックに苦勞する姿をまちなかでよく見かけるので、押しましようかと声をかけている。目が不自由な方ばかりではないので、そのあたりに気をつけていただきたいと最近すごく感じている。

事務局：

点字ブロックについては、様々な場面で、視覚障害者の方にとっては非常に必要な機能である一方で、指摘いただいた車椅子の方、あるいはご高齢の方が歩きづらい部分というご意見も以前からいただいている。区として、重点的にハード整備を進めるところを決めて、いろいろな方とまち歩きをしながら、ここは直したほうが良いといった声もいただいて進めている。まちづくりの中で点字ブロックの設置についてご意見もいただきながら進めていきたいということとともに、いろいろな方がそうしたお困りの方に一歩踏み出してお声がけをしてお手伝いするなどの部分も大事だということで、両輪で取り組みを進めていきたいと思っている。今後もハード的なところは細かいところまで気を配りながら進めていきたい。計画の中にも、ぜひそういったところの視点も入れていきたいと考えている。

菱沼委員長：

点字ブロックの設置については、なかなか難しいところではある。区民の方々の声を踏まえて、一つひとつ改善に繋げていくようにしていきたい。

〔質疑⑦〕

委員：

配布のパンフレットで、区が子どもから障害者、高齢者まで大変多くの事業を知った。その上で、区民の方が困っていることを、例えば、区役所の代表に電話して、適切な場所に繋がる案内はできているのか。これだけの事業をやっていて、的確に方向指示してくれる方がいないと役に立たないと思う。案内方法などは十分に検討・対応し、よく聞く行政の縦割り、たらい回しにされたということがないようにしていきたい。

事務局：

お電話で相談をいただいたときには、担当する所管を案内している。また、区役所 3 階の総合窓口には案内担当がいて、内容に応じて、それぞれの担当所管に案内している。担当窓口に直接来られた際にも、お話しを伺い、実際の目的の適当な部署を案内させていただいている。

菱沼委員長：

これは大事なところで、区民の方がたらい回しにならないようにするために、相談を受けた人がまず繋ぎ先へ連絡し、きちんと対応できるという確認を取って、説明・案内をするといい。ところが、確認せずに、あちらですと案内されたところに行ってみたら実は対応できなかつたとなると、たらい回しにされたとなってしまう。次に繋ぐときには確認を取ってから繋ぐというふうにするのが大切である。

〔質疑⑧〕

委員：

私はいつも電動車椅子で動いており、先ほどご意見が出たような移動の問題もあるが、なぜ困ることが起きるかという、困りごとが先にあるのではなくて、何かやりたい、楽しみたい、あるいは生活上の必要があつてそこに行くということがあつて困ることが出てくる。そうした意味では、自分は困りごとばかりを抱えているのではなく、いろいろ生活したいと思つていることが多くて、その中で困ることがあつたときに支えてもらふ、あるいは支え合うということはとても大事なことだと思ふ。

心のバリアフリーのところの説明で、困つているときは支え合おうとする配慮や気遣いとなつており、もちろんこれは大事なことなのだけれども、楽しむとき、何かをしたいという心の支え合いなども、とても大事だと思ふ。むしろ、私はそちらのほうが先ではないかと思ふ。具体的にどう修正してほしいということではないが、ぜひそうした視点も考へていただきたいと思ふ。

次に、非常に具体的になるが、知的障害のある方は 20 歳を過ぎると銀行口座をつくれなくなり、成年後見制度を活用するときもある。後見人が弁護士や司法書士など法的な専門職の場合、心強い面もあるが、福祉的な訓練を受けられていないので、時々すれ違いが生じる。例えば、今 80 歳で、あと 20 年 100 歳まで生きるとして、ゆとりのある生活を送れるお金があり自宅で暮らしたいという希望を持っている場合、自宅で自費介護や公的介護を組み合わせることは十分可能だと思ふが、それが認められなかつたケースがあ

った。成年後見は利用し始めると後戻りができない制度なので、慎重に判断しないといけない。そこを何か別の支援や取り組みがあればいいと思う。

もう一つ事例で、今元気に活動されている知的障害の方について、例えば山下清さんが現在生きておられたら、高値で売れる自分の絵をどうするのか。売って財産管理をどうするのか、税金はどうするのかというときに、成年後見制度を利用すると山下さんは自由な放浪ができなくなってしまう。財産管理や税金を収めるために成年後見をつけて、そのことによって自由な活動を妨げられるという、本末転倒のようなことになってしまう。こうしたことは実際に数件あり、良かれと思ったことが裏目に出ることもあるので、そこは留意したいと思っている。成年後見はいろいろな問題の中の一つなので、少し考えていただければと思うが、いかがか。

事務局：

なかなか難しいお話だと感じた。最初は、困りごとを支え合うといった見方ではなく、楽しくといった側面でも支え合うというような趣旨のご意見をいただいた。基本理念、基本目標で示した、誰もが役割を持つことでいきいきと暮らし、活躍できる地域社会では、楽しむということもこの中にも包含されているのではないかと考えている。困っているときだけが抜き出されてということではなく、いきいきと暮らしていける社会をつくっていくことが必要で、そのための計画であると考えているところである。

成年後見の問題提起については、今後、高齢者が増えていく、あるいは障害のある方への対応というところで、成年後見は大きく取り上げていくべきだと思っている。また、成年後見の基本には本人意思の尊重というところが掲げられており、財産管理だけに留まらず、身上保護といったところも大きく求められているところである。その中で、山下清さんの事例を挙げていただき、成年後見制度と、ご自身の意思の向き合い方といったところは難しいところだが、考えていければと思っている。

菱沼委員長：

福祉と司法の連携が必要になってくるところである。互いにどういうサポートが必要なのか、連携検討の機会なども考えられるところかと思った。

〔質疑⑨〕

委員：

今回、福祉の個々の計画に横串を刺すというところで、特に生活困窮あるいは生活困難家庭の問題に大きく横串を刺すということはすごいと思っている。

今回の資料で、高齢者については「あんしん居住サポート」の施策が示され、その他障害あるいは子育て世帯についてもいろいろな施策があると思うが、それらを全体的に包括するような形でこの計画に盛り込むことはできるか。

また、まちづくりの問題にも関連するが、空き家が少しずつ増えており、福岡市などは福祉事業所に、福祉施設として斡旋している。地域の建築士のNPOなどと連携して、そこが適合するかどうかを判定した後、社協がそうした情報を福祉事務所に提供する。例えば、グループホームをやりたいというところに情報提供し、活用していくようなやり方をしているところがある。また、静岡では、単身居住している高齢者に対して、学生と一緒に住ませ、高齢者と学生のシェアハウス事業を展開しているところもある。そうしたいろいろな形で居住という視点をもう一つ入れていただけると、もっと住み続ける品川ということになっていくのではないか思った。

事務局：

地域福祉計画は、横断的あるいは個別計画において重点的なものを計画の中に入れ込んでいくということが基本になっている。そうした中で、ご意見いただいたように居住の部分も大きなポイントになってくると認識したところである。ただ、どこまでが個別計画との整合性がとれるのかが大きな課題になってくる。例えば、「あんしん居住サポート」は、一つの具体的な事業として示したが、今のご意見の住宅の関係については、計画の本編の中で書き込みができるかどうかといったところで検討していきたい。

菱沼委員長：

空き家の活用などは、所有者の方の意志がはっきりしていれば、サポートや活用ができるかもしれない。居住に関する支援についても、何か盛り込めることがあれば記載していく。

〔質疑⑩〕

委員：

現在地域包括ケアの推進のために在宅医を増やす取り組みを行っており、在宅を担う医師の養成、お互いに連携していくシステムの構築を行っている。今後の課題として挙げられるのが、在宅で患者の状態が悪くなったときに、受け入れられる医療機関が区内で非常に少ないことで、行政の支援が必要だと思っている。地域包括ケアとして、区内で高齢者が安心して最期を迎えられるというしくみづくりをすることが今後必要になると考えている。

次に、産婦人科医療の問題について、昨年までは東芝病院で年間 800 件

程のお産に対応されていたが、現在新しい病院に経営が変わり、産婦人科医不在で、お産難民がかなり発生している。区内の病院で吸収しきれないので区外に流出している状況がある。人材確保が非常に大変だと聞いているが、区で安心してお産ができるようなしくみづくりということは、今後、地域医療を支える上で必要だと思う。

最後に、現在特に東品川地域では、新しいマンションがかなり林立している。若い世代の流入が非常に多く、保育園が増えている。保育園には医師が園医を担当しなければいけないが、小児科、特に1歳未満の子が行くところだと、診られる先生があまりいない。そうすると、保育園はあるけれども、園医がいないというような状況が起こりかねない。マンションを建てるのはいいが、そこは少し計画的に、地域の中に小児科を支えるマンパワーがどれぐらいあるのかという視点を持っていただきたい。

事務局：

在宅療養に取り組みやすいしくみとして、病状急変時の入院、優先的に受け入れていただけるバックベッドの確保というご意見については、医師会、病院と相談しながら、しくみなどをどうするかということも別の場で一緒に検討していきたいと考えている。

東芝病院は、東京品川病院と名前が変わり、現在は産婦人科の医師が不在だが、区としては、産婦人科の継続、機能は変えないように申し入れをしてくている。引き続き機会を捉えて、医師の確保、分娩の再開について話していきたいと考えている。

菱沼委員長：

なかなか難しいことだと思うが、そうしたニーズがあるということを聞かせていただいた。所管課では、引き続き体制整備に繋げていただけたらと思う。

3. その他

次回日程 12月18日(火)午後

開催会場 荏原第五地域センター内 集会室 ※詳細は別途通知する。

以上